

はじめに

湖周行政事務組合（以下、「本組合」という。）を構成する岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町では、ごみ処理施策をより効率的かつ効果的に推進する目的から、ごみ処理の広域処理を行うべく、湖周地区ごみ処理施設整備事業を進めている。

湖周地区ごみ処理施設整備事業は、

- ①ごみ処理に関する施策の円滑な実施を図り、循環型社会を構築する
- ②2市1町でごみ処理を共同化することにより、効率的にごみ処理を行う
- ③2市1町の焼却処理施設が老朽化してきており、処理を集約しつつ、施設を更新する上記の目的をもって進めることとしており、現在の岡谷市清掃工場敷地（岡谷市字内山4769番地の14）を建設予定地として決定した。

本事業は、長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年6月25日長野県規則第26号）の別表第1の7(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項のごみ処理施設又は産業廃棄物焼却施設の設置の事業（1時間当たりの処理能力が4トン以上）に該当し、長野県環境影響評価条例（平成10年3月30日長野県条例第12号。以下、「アセス条例」という。）に基づく環境影響評価を実施する必要がある。

このため、現在、本組合では対象事業実施区域及びその周辺を対象に、アセス条例に基づく環境影響評価の手続きを進めている。

これまでの経緯としては、平成23年8月に、現地調査の内容や予測・評価の方法等を記載した環境影響評価方法書を作成・公告し、広く意見を募集するとともに、長野県環境影響評価技術委員会の審議を経て、長野県知事からの意見が出された。

そして、方法書に基づき、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して現況調査を実施し、これらの結果を踏まえ事業の実施が周辺環境に及ぼす影響の程度について予測・評価及び環境保全対策の検討等を行い、平成25年5月に「湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）を作成・公告し、広く意見を募集するとともに、長野県環境影響評価技術委員会の審議を経て、長野県知事からの意見が出された。

今般、上記の準備書に基づき、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見をもとに準備書の内容を再検討し、必要な修正を行い、「湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価書」（以下、「評価書」※という。）を作成した。

この評価書は、本事業の実施に伴い対象事業実施区域及びその周辺の生活環境や自然環境等へ与える影響の回避、低減または最小化等を図るとともに、地域住民等との円滑な合意形成を図ることを目的に作成したものであり、ここに評価書を公表するものである。

※長野県環境影響評価条例の規定により、事業者自ら環境に与える影響を事前に調査・予測し、実施する保全対策の内容が実施可能な範囲で、最善を尽くしているか評価を行った内容について記載した書類である。今後は、評価書に記載された事後調査計画に基づいた調査を行って環境影響評価の結果を検証する。また、必要に応じて保全対策の見直し及び予測・評価を行って、事後調査報告書の作成へと手続きを進めていくことになる。